

## 使 用 料 減 免 登 録

下記のうち、該当する番号に○をしてください。

【減免根拠】 多世代ふれあい交流センター設置条例施行規則第11条

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者が使用
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所の判定により療育手帳の交付を受けた者が使用
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用

※添付書類 ・ 上記該当者の手帳のコピー（当センターでコピー可）

なお、手帳のコピーについては、本登録のみに使用し、他に使用することはありません。